八王子市建築物再生可能エネルギー利用促進計画(素案)及び条例(素案)に対する パブリックコメント実施結果について

1 実施概要

八王子市建築物再生可能エネルギー利用促進計画(素案)及び条例(素案)を環境政策課窓口、事務所、市民センター、図書館、市政資料室、クールセンター八王子にて配布・公表し、市ホームページに掲載して意見募集を行った。

2 意見募集期間

令和7年(2025年)9月16日(火)から令和7年(2025年)10月15日(水)まで

3 意見募集方法

郵送、FAX、Eメール、オンライン、直接持参

4 意見提出者数及び提出方法内訳

(1)意見提出者数 13人(24件) ※対象外(*) 1人(1件)を除く

*住所及び氏名が未記載のため、八王子市市民参加条例第8条第2項の規定により対象外となる。

(2)提出方法の内訳 ※対象外 1人(1件)を除く

郵送	FAX	Eメール	オンライン	直接持参
0人	0人	2人	3人	8人

(3) 意見の内訳 ※対象外 1人(1件)を除く

1	促進計画(素案)に関すること	24件
2	条例(素案)に関すること	0件

番号	ご意見	市の考え方		
促進計				
1	市が管轄する建造物に対する建ペい率などの規制を 緩和することにより太陽エネルギー利用の促進をは かり温暖化防止の目的を達成する施策であると理解 したが、この施策によりどれほどの再生可能エネルギー利用が促進されると予想するのか、その量的な見 積もりが示されていないように見受けられる。 自治体による建造物に対する様々な規制は規制する ことにより得られる公的な利益、防ぐことのできる公 的な不具合があってなされているものと考えるが、こ の規制緩和の施策により具体的になにが懸念される か、また懸念される場合になされる予防策が規定さ れてはいないのではないか。	本制度では、市が管轄する建築物(市施設)だけでなく、促進区域内の建築物に対して、促進計画で定める特例適用要件に適合する場合に、形態規制の特例許可対象となります。特例許可制度を活用していただけるよう、促進計画(素案)「2-6 建築物への再工ネ利用設備の設置に関する啓発及び知識の普及に関する事項」などの普及啓発策を通じて、制度の周知を図ります。また、特例許可制度について、再工ネ利用設備設置にあたり特例的に容積率などの制限を超えることが可能となりますが、市街地の環境を害するおそれがある場合などは、その限りではありません。交通上、安全上、防火上、衛生上支障がないこと、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないこと、市街地の環境を害するおそれがないこと、市街地の環境を害するおそれがないこと、市街地の環境を害するおそれがないこと、市街地の環境を害するおそれがないことなどの各制限の目的に応じた許可の観点をもとに、促進計画において、建築基準法の特例許可を受けるための特例適用要件を定めています。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせてい		
2	再生可能エネルギーの利用促進がなかなか進まない要因を、建造物に対する市の規制がそれを阻害していると分析されての施策であるか疑問である。 太陽電池システムの普及が進まない大きな要因はその設置に要する初期費用の大きさであり、その回収の目処が周辺事情により不確定であることによる。 建築主のそのような不安に応える施策として、たとえば、サブスクリプション(たとえば八王子市が進めている市施設への PPA 事業)による再生可能エネルギーシステムの設置といった仕組みを広く民間にも拡張し、推進するための施策を策定するよう考慮してはどうか。	ただきます。 市では、「再生可能エネルギー利用機器等設置費補助金」を実施し、再エネ利用設備設置促進を図ります。また、サブスクリプションによる再生可能エネルギーの設置については、引き続き東京都の支援制度を紹介していくなど、今後も普及啓発を含めた導入促進に努めていきます。 いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。		
3	今般のしくみを活用した再生可能エネルギーの市民による利用促進をはかるのと並行して、市が所有・管理する公共の建造物、たとえば市立学校の屋上に太陽光発電設備を設置するといった施策を進めるほうがよほど大きな成果を確実に見込めるのではないか。	市では、PPA 事業による市施設への太陽光発電設備の設置を進めており、令和 5 年度~令和 6 年度の 2 年間で、28 施設、太陽光発電容量 1604.55kW、蓄電池容量 459.2kWhの設備設置を行いました。 八王子市地球温暖化対策地域推進計画の目標である		

	2025 年度までに PPA 事業による設置を進めてい	2030 年度までに太陽光発電設置可能な建築物の
	るようであるが、市の施設数に対して設置(予定)数は	50%以上に太陽光発電設備を設置できるよう取組
	十分に多いと認識されているのか。もし当初の目標か	を進めます。
	らはずれるのであればどのような要因によるのか。	いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせてい
		ただきます。
4	最も身近な「屋根置き」の太陽光発電パネルについて	本制度においては、「屋根置き」に限定せず、カーポー
	の記載が無いよう見える。	トなどにおいても、太陽光発電設備等の拡大を図りま
	太陽光発電パネルなどの設置から廃棄も含めた LCA	ुं चे 。
	的な措置が必要ではないか。	また、太陽光発電パネルの廃棄について、市のホーム
		ページにおいて適正な処理について発信していくと
		ともに、パネルのリサイクルなどについて、国や都の
		動向を注視していきます。
		いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせてい
		ただきます。
5	今後、「ペロブスカイト」利用の「窓など」への展開も含	今後のペロブスカイト太陽電池の利用について、市と
	めた記載が必要ではないか。	して動向を注視していきます。
6	EV クイックチャージャの適用も必要ではないか。単に	電気自動車の充電設備については、本制度における
	協力会社に任せていいのか。	再エネ利用設備に該当はしませんが、公共施設におい
		て急速充電器の設置を進めるとともに、国や都の補
		助制度の情報発信を通じて、普及啓発に努めていま
		す。
		いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせてい
		ただきます。
7	促進区域制度の「促進区域」について、「建築主」への	促進計画(素案)「2-3-1 説明義務制度の概要」に
	情報開示はどのような段階で行われるのか不明瞭で	記載のとおり、建築士は「着工前に書面を交付」して、
	はないか、当方が認識していないだけかもしれないが	建築主に対して説明しなければならないとされてい
	判りずらいと思われる。	ます。
8	特例には、当市には大学が多い。その建物(建築物)に	大学が多い本市の強みを活かした取組の可能性につ
	おける早期なる展開を期待する。	いて研究してまいります。
	展開案:市内8大学の建物上に太陽光パネルを設置し	いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせてい
	て、これらを連結したグリッド網を形成し、再生可能工	ただきます。
	ネルギーによるエネルギーの大学地産地消を考えた	
	らと思う次第である。	
9	取組について、	市におけるイベントでの周知やホームページでの情報
	・八王子市地球温暖化防止活動推進センター(クール	発信に加えて、本制度における建築士の説明義務や
	センター八王子)と連携したイベ ントの実施	特例許可制度を建築士関連団体と連携して、建築士
	・「八王子環境フェスティバル」における啓発事業の実	に対して周知することで、再エネ利用設備の設置促進
	施	を図ります。
	・環境に関する情報紙の定期的な発行	また、普及啓発については、具体的な取組実績をホー
	・地球温暖化対策に関する補助金情報を集めた市ホ	ムページで公開する予定です。
	ームページによる情報発信	

	・建築士関係団体と連携した,建築士への制度の周知	
	などと、素案に記してあるが、具体的に各論でどのよ	
	うに実施予定・計画があるのか不明である。	
10	促進区域での再エネ利用設備の設置促進を図ることも重要であるが、その前に「太陽光」、「風力」、「水力」、「バイオマス」などの再生可能エネルギー発生・由来の「発電所」の設立促進計画を進めるべきであろう。市はそのための「努力義務」があると思う。 2050年「ゼロカーボンシティ宣言」をしたのであるから、これを推進するために事業者・市民に任せるだけでなく、「支援の計画(プログラム)」をロードマップにより示すべきである。エネルギーの地産地消の意味でも激しく進めるべきである。	ゼロカーボンシティ宣言の実現に向けては、八王子市 地球温暖化対策地域推進計画で方向性をお示しして いるところでございます。 なお、市の率先行動として、清掃工場の廃熱を利用し て発電した電気を自己託送により市施設で活用する 地産地消の取組を進めております。 いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせてい ただきます。
11	建築物での促進ばかりでなく、営農型展開をも視野に 入れた計画も準備してほしい。	営農型の再エネ利用設備について、研究してまいります。 いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせてい ただきます。
12	市民がこの条例に関与することは一生に数回程度と考えられる。 条例の理解には建築士の役割が大きいと思う。 市民が条例に関心を持つため、太陽光発電設備の設置状況を定期的に開示し、その折にこの条例を説明してはどうか。 設置状況については、一戸建て住宅、集合住宅、商業施設、公共施設(学校など)を市町村別に、できれば外国の状況が分かればよいと思う。	公共施設の再工ネ利用設備設置状況や市内における 太陽光発電設備の設置容量については、毎年、環境 白書にて公開しています。 設置状況の公開の際に加えて、様々な機会を逃さず 制度周知を行います。 いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせてい ただきます。
13	本計画案における「太陽熱発電設備」という表現について、内容から判断するに「太陽熱利用設備」の誤記と考えられるため、給湯や暖房等に太陽熱を直接利用する設備である「太陽熱利用設備」が適切と考える。前者は「光エネルギーを電気に変換する設備」、後者は「熱エネルギーを給湯等に活用する設備」であり目的や仕組みが異なる。本計画の趣旨に照らしても正確な表記が求められるので、確認のうえ必要に応じて表記の修正を検討するべき。なお、「太陽光発電設備」と「太陽熱利用設備」は名称が類似しており混同されやすい傾向があるため、図などを用いて補足することを提案する。	いただいたご意見を参考に表現を変更するとともにわかりやすい図などの活用も検討します。

【修正箇所】以下 2 か所 P10:(2)太陽熱発電設備 P11 本文、上から7行目:太陽熱発電設備の導入ポテ ンシャルについて 【補足図提案】「東京都建築物再生可能エネルギー利 用促進計画策定指針 第2版」参照 14 は、国土交通省が示すガイドラインに沿って作成され ており、国が示すひな形をそのまま本計画案に落とし 述べている。

15

16

P9:図6太陽光発電設備 P18:図8太陽熱利用設備 今回の再生可能エネルギー利用促進計画案について

込んだような形になっている。

国土交通省はガイドラインにおいて、市町村は、促進 計画を作成するときは、あらかじめ促進区域内の住民 の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう

また、国は区市町村の努力義務として、建築主に対し て、再工ネ利用設備の設置について。情報提供や助 言、その他の設置の努力義務の動機付けとなる支援 に努めることが求められるとしている。

住民として感じるのは、地球温暖化対策の推進や再生 可能エネルギーの利用促進の重要性は頭で理解でき ても、市の現状の補助金制度の活用では建築主の負 担が重くなかなか手が出ない。

再生可能エネルギー利用の促進に向けてはさらなる 支援制度の充実が必要だと感じる。

いくら太陽光発電による電気の活用をしても、省エネ 意識が低ければ、再生可能エネルギーの利用の有効 性は低くなる。

また、建物の断熱が十分でなければ、省エネ対策とし ての効果が落ちてしまう。

省エネ、断熱の取組の充実と抱き合わせて、再生可能 エネルギーの利用推進策を進めてほしい。

悪質な業者では、築年数 50 年のような古い家で、瓦 屋根の家に太陽光パネルの設置を進めた業者もい る。

地震対策を考えると、不安になり、太陽光パネルの設 置や太陽熱温水器の設置は断念せざるを得ないとの 意見も多く、再生可能エネルギーの利用促進について は建築物の安全性の確保や近隣への配慮なども、同 時に重要課題として視野を持ちながら取組を推進し

市では、「再生可能エネルギー利用機器等設置費補助 金」を実施し、再エネ利用設備設置促進を図っていま す。

また、地球温暖化対策に関する補助金情報を集めた 市ホームページによる情報発信などを通じて、国や都 の補助制度など利用可能な支援制度の周知を行って います。

いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせてい ただきます。

建築物省エネ法では、建築物の省エネ基準適合義務 の対象拡大など、建築物における省エネの対策を強 化しています。

今後も、国や都の動向を注視していきます。

安全性の確保や近隣への配慮など、市街地の環境を 害するおそれがある場合は、特例許可制度の対象と はなりません。

再エネ利用設備のメリット・デメリットを踏まえた建築 士の説明を通じて、更なる再工ネ利用設備の普及啓 発を図ります。

また、水素エネルギーについて、国や都の動向を注視 し、普及促進を行います。

	ていくことが重要。	
	・・・ーー・・ー〜。 ぜひ安全性や環境の調査の視点も併せて建築士の説	
	明義務としてほしい。	
	また、国は、2024年に水素社会推進法を制定しまし	
	た。水素エネルギーは画期的なエネルギーであり、今	
	た。小泉エイルイ	
	後は、注目していさたい力野である。同として利用に 進についてぜひ取り組んでほしい。	
17		大切中の道ユニトロンノニューカー・ポートを含めた正
17	再生可能エネルギー利用促進計画(素案)について条	本制度の導入により、ソーラーカーポートを含めた再
	例ができたのはいいことだと思う。	エネ利用設備の更なる設置促進を図っていきます。
	ソーラーカーポートの設置は環境にいいと思う。 	いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせてい
10	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	ただきます。
18	八王子市建築物再生可能エネルギー利用促進計画が	建築士から再工ネ利用設備導入の意義やメリット、設
	制度化されていることも今回のことで初めて知った。	置により生じる費用や消費電力量削減による経済効
	この計画を制度化したことで以前に比べて建築士に	果等について建築主が説明を受けることにより、設
	よる説明義務や特例許可制度を活用することができ	備の設置促進を図ります。
	るようになるとのことだが、建築士からの説明を受け	また、都では、都内にある建物がどのくらい太陽光発
	る設置費用はもちろんのこと太陽光パネルを設置し	電システムの設置に適しているかが一目で分かる「東
	ようとしている場所が太陽光発電の効果を十分に活	京ソーラー屋根台帳」を公開しており、市ホームペー
	用できるところであるのかを説明受けることもできる	ジでの情報発信により更なる普及啓発を行います。
	といいと思う。	いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせてい
		ただきます。
19	太陽光発電を設置する際の補助金の制度を詳しく説	市で作成する建築主向けの説明用リーフレットにおい
	明してほしい。	て、経済性シミュレーションやCO2 削減量を掲載す
	補助金によって安く設置できても、その後のメンテナ	るなど、説明時に設置後のメリットがわかるよう、普
	ンス費用がかかってしまうのではないのか。	及啓発を行います。
	売電価格などがこの先どんどん下がっていってしまう	いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせてい
	のではないか。	ただきます。
	そのような事を考えると、なかなか設置する事に魅力	
	を感じないので設置後のメリットをわかるように説明	
	してほしい。	
20	設置にあたり、工事の期間、使用年数、使用出来なく	市で作成する建築主向けの説明用リーフレットにおい
	なった時の対応や処分費用について詳しく知りたい。	て、太陽光発電設備の維持管理や処分・リサイクルに
		ついて掲載するなど、普及啓発を行います。
		いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせてい
		ただきます。
21	ソーラーシステムの導入により、家計にどのくらいの	市で作成する建築主向けの説明用リーフレットにおい
	メリットがあるのか、どのくらいの家が導入すれば、ど	て、経済性シミュレーションや CO2 削減量を掲載す
	 のくらい CO2 に影響があるのかを説明してほしい。	るなど、説明時にメリットなどがわかるよう、普及啓
		発を行います。
		 いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせてい
1	1	<u> </u>
		ただきます。

22 ソーラーは利用したいが、日当りが悪いため導入は難 建築士の説明義務により、建築士から再エネ利用設 しい。 備導入の意義やメリット、設置により生じる費用や消 費電力量削減による経済効果等について建築主が説 カーポートについては、駐車場が離れているのでやは り設置できない。 明を受けることにより、設備の設置促進を図ります。 多くの方が利用できると良いのですが...。 いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせてい もし、設置できる条件が整えば、ていねいにメリット・ ただきます。 デメリットについてわかりやすく教えていただきた ر۱. 23 導入するための個人での準備方法がわからない。 建築士から再工ネ利用設備導入の意義やメリット、設 必要な知識や後悔しないための、信頼できる情報が 置により生じる費用や消費電力量削減による経済効 欲しい。 果に加えて、デメリット等についても建築主が説明を 設置費用から、メンテナンス、故障対応など、メリット 受けることにより、設備の設置促進を図ります。 いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせてい だけでなく考えられる問題点についても、きちんと信 用できるところからの説明が必要だと思う。 ただきます。 24 自宅の建替のため、屋根にソーラーをつけた。 市では、「再生可能エネルギー利用機器等設置費補助 蓄電地はその当時、高い(金額)と言われ今だに付い 金」を実施しており、周知を図り、再エネ利用設備の てない。 設置促進を図っています。 その後、いろいろな業者が勧誘に来て、補助がおりる また、地球温暖化対策に関する補助金情報を集めた だとか今付けると得だとか言われたが、どのくらい補 市ホームページによる情報発信などを通じて、国や都 助が出てなどの具体的な話になると自社の説明しか の補助制度など利用可能な支援制度の更なる周知を されず、得なのかもわからない。 行います。 もっと、公的補助がどのくらいでるのか、わかりやす いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせてい く宣伝してほしい。 ただきます。 条例(素案)に関すること ≪意見なし≫

5-2 パブリックコメント対象外の意見の概要

番号	ご意見
1	・建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における促進計画及び条例について反対である。
	・まず、①再エネについては、高市政権において再エネ賦課金等の施策の見直しが検討されていること。また、
	②パネル等の製品は中国企業が大半を製造しており、日本国企業の利益につながらないこと。(※プロブスカ
	イトについては今後に期待。)③パネルのリサイクルの仕組みが整っていないことなどあげられる。
	・一方、八王子市は、みどり豊かなまちづくりを進めてきており、このみどりを活かすことが、ゼロカーボン云々
	としての本来すすむべき方向ではないか。日本各地では、みどりを切り開いてパネルを設置している光景が問
	題となる報道もあるが、あの光景を良しと思う市民がどれだけいるか。今回の屋上設置についてもその光景を
	想像することも恐ろしいし、加えて設置の安全面についても危惧される。
	・このほか温暖化対策については、そもそも一自治体が取り組むというよりも、アメリカ、中国等の国々が取り
	組まなければ、何ら対策にならないことは明白である。何かやりたいならばまちの特徴を活かした取り組みが
	望ましいのではないか。
	・ついては、中途半端な取り組みはやめて、八王子の特徴を活かした施策展開を希望する。

※小池都政にべったりではなく、市長は自分でよくまちを見て回って欲しい。再エネ利権に取り込まれてはいけない。